

〇三豊市耐震対策事業者登録制度実施要綱

令和3年2月15日

告示第28号

改正 令和4年3月29日告示第37号

令和6年3月28日告示第99号

(目的)

第1条 この告示は、市が耐震対策事業を行う者(以下「耐震対策事業者」という。)を登録することに関し、必要な事項を定め、耐震対策をしようとする者(以下「耐震対策実施者」という。)の住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、この告示に特段の定めのない限り、三豊市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱(平成23年三豊市告示第92号)において使用する用語の例による。

(登録を受けられる耐震対策事業者)

第3条 耐震対策事業者として登録を受けられることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の区域内に本店、支店等の事業所を置き、耐震対策の事業を営む法人、団体又は個人であること。
- (2) 本市の市税を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。

(登録の申請等)

第4条 耐震対策事業者として登録を受けようとする者は、耐震対策事業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
 - (2) 耐震診断技術者が所属する場合は、その資格を証する書類(建築士資格者証の写し、耐震診断に係る講習会の受講修了証等)
 - (3) 低コスト工法講習受講修了証(受講している場合)
 - (4) その他市長が指定する書類
- 2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、申請書類の内容を審査し、適当であると認めたときは、耐震対策事業者登録通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による通知を受けた耐震対策事業者を三豊市耐震対策事業者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登録し、当該名簿を公表するものとする。

(登録事項の変更)

第5条 耐震対策事業者は、登録名簿に登録した内容に変更が生じたときは、耐震対策事業者登録事項変更届出書(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

2 前条第3項の規定は、登録内容の変更について準用する。

(登録の抹消等)

第6条 耐震対策事業者は、登録を抹消しようとするときは、耐震対策事業者登録抹消届出書(様式第5号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により届出があったときは、その登録を抹消するものとする。
- 3 第1項の場合のほか、市長は、耐震対策事業者が次のいずれかに該当するときは、登録を抹消するものとする。
 - (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合
 - (2) 耐震対策実施者等に虚偽又は悪質な勧誘を行った場合
 - (3) 強引な手法及び事実誤認を与える営業活動又は表示を行った場合
 - (4) 不要な業務の強要を行った場合又は業務が著しく不相当であると認められた場合
 - (5) 耐震対策実施者等との意思疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であった場合

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、耐震対策事業者登録抹消通知書(様式第6号)により当該耐震対策事業者に通知するものとする。

5 第4条第3項の規定は、登録の抹消について準用する。

(耐震対策事業者の紹介)

第7条 市長は、耐震対策実施者からの要望に応じ、耐震対策事業者を紹介するものとする。

(耐震対策の内容等に係る協議等)

第8条 耐震対策の内容、料金その他必要な事項については、耐震対策事業者と耐震対策実施者との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

(個人情報の取扱い)

第9条 耐震対策事業者は、本制度における個人情報の取扱いについて、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、若しくは利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失しないよう適正に管理すること。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第99号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所 在 地
事 業 者 名
役職・代表者氏名

耐震対策事業者登録申請書

三豊市耐震対策事業者登録制度実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり耐震対策事業者登録を申請します。

記

ふりがな 事業者名			
所在地 (個人事業の場合は、代表者の住所)			
設立年月日 (個人事業主の場合は、代表者の生年月日)		年 月 日	
連絡先	電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		
耐震 診断 技術者	建築士資格	受講証番号	耐震診断技術者名
業種		☐ 建設業 ☐ （ 級）建築士事務所 ☐ その他（ ）	
耐震対策事業 (実施可能な事業に○印) (耐震診断の場合、診断可能な 構造に○印)		可能	事業内容
			耐震診断（木造・非木造）
			耐震改修工事
			低コスト工法の採用
			耐震シェルター等設置工事

※添付書類

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
- (2) 耐震診断技術者が所属する場合は、その資格を証する書類（建築士資格者証の写し、耐震診断に係る講習会の受講修了証等）
- (3) 低コスト工法講習受講修了証（受講している場合）
- (4) その他市長が指定する書類

様式第 2 号（第 4 条関係）

誓約書

三豊市長 様

当事業者は、耐震対策事業者登録を行うに当たり、三豊市耐震対策事業者登録制度実施要綱に定める制度の趣旨等を理解し、下記について誓約します。

記

- 1 耐震対策事業の提供に当たって、関係する法令及び管理事業の利用者との契約内容を遵守いたします。
- 2 耐震対策事業の契約は、登録事業者と利用者の間で、責任をもって行います。
- 3 耐震対策事業に関する一切の紛争については、当事者間で解決します。
- 4 登録申請した内容に虚偽はありません。
- 5 登録内容については、三豊市ホームページ等で公表することに同意します。
- 6 私と暴力団との関係の有無について、市長が調査することに同意します。
- 7 市税の滞納の有無について、市長が調査することに同意します。
- 8 耐震対策実施者との交渉などにより得られた個人情報及びその他の情報の取扱いに十分配慮するものとし、個人情報を不正に利用し、又は外部に提供するようなことはいたしません。

年 月 日

所在地 _____

事業者名 _____

役職・代表者氏名 _____

様式第 3 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長 印

耐震対策事業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市耐震対策事業者登録については、下記のとおり登録したので、三豊市耐震対策事業者登録制度実施要綱第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

登 録 番 号	
事業者の名称	
所 在 地	
実施可能事業	

様式第 4 号（第 5 条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所 在 地
事 業 者 名
役職・代表者氏名

耐震対策事業者登録事項変更届出書

耐震対策事業者登録内容に変更が生じたので、三豊市耐震対策事業者登録制度実施要項第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり耐震対策事業者登録事項変更届出書を提出します。

記

1 登録番号

2 変更日 年 月 日

3 変更内容

様式第 5 号（第 6 条関係）

年 月 日

三豊市長 様

所 在 地
事 業 者 名
役職・代表者氏名

耐震対策事業者登録抹消届出書

耐震対策事業者登録を抹消したいので、三豊市耐震対策事業者登録制度実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり耐震対策事業者登録の抹消を届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 抹消理由

様式第 6 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

三豊市長



耐震対策事業者登録抹消通知書

三豊市耐震対策事業者登録制度実施要項第 6 条第 4 項の規定により、下記のとおり三豊市耐震対策事業者登録を抹消したことを通知します。

記

- 1 登録番号
- 2 抹消理由

様式第1号(第4条関係)
様式第2号(第4条関係)
様式第3号(第4条関係)
様式第4号(第5条関係)
様式第5号(第6条関係)
様式第6号(第6条関係)